資料１－５－１

■委員（意見）

○提出資料２に基づきましてご説明させていただきます。

○聴覚障がい、またはその疑いがあるとわかったときの対応等についてということで、主に１８歳未満の場合は、乳幼児期と児童期に分かれると思うのですが、乳幼児期におきましては、主に保健センターにて生後２カ月までの家庭訪問、これは忠岡町の場合は、全乳児、お子さんに対して行っております。そのときや、４カ月健診、１歳８カ月健診、３歳６、７カ月児健診等、各健診において、問診及び家庭訪問での自己検査を行ってもらっています。なお、新生児聴覚スクリーニング検査につきましては、現在、ほとんどの保健センターには情報提供がないようですので、生後２カ月の家庭訪問のときに、親御さんから再検査になりましたとか、そういう情報提供をいただくという状況です。

○その際、戻りますと、聴力障がいの疑いがあるというときには、二次検査への受診勧奨を行っていただきます。明らかに聴力障がいが疑われる場合や、二次健診の日程調整がうまくいかない場合は、直接医療機関への受診勧奨をしております。

○相談窓口等の対応では、保健センターにおきましては、事務所の窓口で、聴覚支援センターの案内等を置いております。健診時以外にも聞こえの相談や、身体障がい者手帳交付の相談、就学時の相談等を受けまして、他機関との連携を行っているところです。

○私ども障がい福祉担当課においては、主に幼稚園や小学校に進学するときに、府立堺聴覚支援学校に進学する場合には、主に補聴器の交付申請や、身体障がい者手帳の交付申請を受け付けるというところです。

○１８歳以上の場合につきましては、なかなか健診等、われわれの相談窓口等におきましても、実際に耳の聞こえが悪いということになりますと、身体障がい者手帳の交付申請用の診断書をお渡しして、正しく検査をしてもらうために、大阪府の手帳診断医を紹介しているというところです。また、その診断が下りて手帳が交付されるときには、福祉のてびきを用いまして、手話通訳者派遣制度などの内容を説明しております。